

○仙台市職員共済組合貸付規則施行細則

平成 20 年 1 2 月 1 9 日

仙台市職員共済組合規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、仙台市職員共済組合貸付規則（平成 20 年仙台市職員共済組合規則第 4 号。以下「規則」という。）第 21 条の規定に基づき、貸付けの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この細則において「土地付き住宅の購入」とは、住宅と敷地が一体のものを購入する場合をいう。

2 この細則において「敷地購入」とは、借地の購入及び隣接地の購入を含むものとする。

3 この細則において「敷地」とは、借受人が所有権を有する土地で住宅の所有を目的とするもの及び借受人が借地権を有する土地でその上に借受人の所有に属する建物が存するものをいう。

4 この細則において「隣接地」とは、敷地に近隣する土地で当該敷地と一体となって居住の用に供されるものをいう。

5 規則第 3 条第 3 項に規定する「自己の用に供するため」とは、組合員の被扶養者だけの用に供する場合及び投資若しくは賃貸又は譲渡を目的とする場合は、含まないものとする。

6 規則第 3 条第 5 項第 2 号に規定する「理事長が定める要件」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学及び高等専門学校並びに同法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条に規定する各種学校に相当する外国における学校とする。

7 規則第 5 条第 4 項に規定する「在宅介護対応住宅」とは、在宅介護を必要とする者の介護に適した機能を有するホームエレベーター、天井走行リフト、階段昇降機及び段差解消機等の介護機器を設置した住宅をいう。

(貸付事由の取扱い)

第 3 条 規則第 3 条第 2 項に規定する普通貸付に係る貸付事由は、次のとおりとする。

- (1) 組合員又はその配偶者が出産するとき。
- (2) 組合員、配偶者又はその子が入学貸付又は修学貸付の対象とならない高等学校等へ入学又は修学するとき。
- (3) 住宅貸付の対象とならない付属工事を行うとき、又は附帯設備を設置するとき。
- (4) 葬祭貸付の対象とならない墓地、墓石又は仏具類を購入するとき。
- (5) 組合員、配偶者又は二親等内の親族が医療を受けたとき、及び高額医療貸付の対象とならない療養を受けたとき。

(6) 組合員、配偶者又はその子の名義とする自動車を購入するとき。

2 規則第3条第3項に規定する住宅貸付に係る貸付事由は、新築、増改築、土地付き住宅の購入、敷地購入又は住宅若しくは敷地の保全のために必要と認められる補修とする。

3 前項に規定する貸付けは、借受人が自己の居住の用に供するため必要最小限のものと認められる範囲内において行うものとする。

(住宅貸付に係る貸付条件)

第4条 住宅貸付に係る貸付条件は、次のとおりとする。ただし、貸付金の限度額が規則第5条第2項又は第5項の規定に該当するときは、その額とする。

種 類	貸 付 条 件
新築	建物延床面積 240 m ² 以下 貸付金の限度額 規則第5条第1項第2号に規定する額
増改築	面積 10 m ² 以上の増改築 増改築後の延床面積 240 m ² 以下 貸付金の限度額 800万円
土地付き住宅の購入	敷地面積 400 m ² 以下 建物延床面積 240 m ² 以下 貸付金の限度額 規則第5条第1項第2号に規定する額
敷地購入	敷地面積 400 m ² 以下 貸付金の限度額 規則第5条第1項第2号に規定する額

(貸付金の限度額の算定の基礎となる給料又は報酬)

第5条 規則第5条第1項第1号イに掲げる職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第1項に規定する教育長を含む。以下同じ。）である組合員に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる給料の額は、当該職員に係る条例の規定が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に掲げる金額（100円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額）とする。

(1) 給料と扶養手当その他の手当とに区分して支給することとされている場合 当該給料の月額に1.25を乗じて得た金額

(2) 給料以外には扶養手当その他の手当は支給しないが、給料の中に当該手当を含む旨が規定されている場合 当該給料の月額

(3) 給料と扶養手当その他の手当とを区分することなく支給することとされている場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該支給される給与の月額

2 規則第5条第1項第1号ハに掲げる職員である組合員に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる報酬（規則第5条第1項第1号ハに規定する報酬をいう。以下同じ。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に依り当該各号に掲げる金額（100円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額）とする。

- (1) 報酬の額が月額で定められている者 当該月額
 - (2) 報酬の額が日額で定められている者 当該日額の2.2倍に相当する金額
 - (3) 報酬の額が時間給で定められている者 1時間当たりの額に1週間当たりの勤務時間の5.2倍に相当する時間数を乗じた額を1.2で除して得た金額
- 3 規則第5条第1項第1号ニに掲げる者に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる給料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる金額（100円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額）とする。
- (1) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第141条第1項に規定する組合職員 仙台市職員共済組合職員の給与に関する規程（昭和59年規程第5号）に規定する給料の月額
 - (2) 法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人の役職員、法第141条の3に規定する定款変更一般地方独立行政法人の役職員及び法第141条の4に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員 次に定める金額
 - ア 当該法人の役員については、その支給を受ける給与のうち第1項の規定により算定された金額に相当する金額
 - イ 当該法人の職員については、規則第5条第1項第1号ニに規定する月額をもって支給されるものに相当する金額
- (貸付けの申込み)

第6条 借受人は、貸付けの申込みをするときは、別紙様式第1号による貸付申込書を理事長に提出するものとする。この場合において、普通貸付及び住宅貸付は毎月5日までに提出するものとする。

- 2 前項に規定する提出期限を過ぎてから提出された貸付けの申込みについては、翌月分に係る貸付けの申込みとして扱うものとする。
- 3 借受人は、入学貸付の申込みをするときは、10月から翌年3月まで、修学貸付の申込みをするときは、2月から4月までの間に行うものとする。ただし、第2条第6項に規定する外国の教育機関及び4月入学以外の入学時期の教育機関においては、この限りでない。
- 4 貸付けの申込みは、普通貸付及び特別貸付においては、貸付けの対象となるものの取得前又は納金前に行うものとし、住宅貸付及び災害貸付においては、住宅又は敷地の購入前若しくは工事の完了前までに行うものとする。

(提出書類)

第7条 規則第8条第1項に規定する理事長が別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 普通貸付

貸付事由	貸付申込時の提出書類	貸付金交付後の提出書類
出産	母子健康手帳 見積書等	

教育	入学等証明書 費用明細書等	
住宅付属工事等	契約書等	
墓地等	契約書等	
医療	診断書 見積書等	
自動車	契約書等	車検証の写し

(2) 住宅貸付

貸付事由	貸付申込時の提出書類	貸付金交付後の提出書類
新築	計画の概要（別紙様式第2号） 建築物確認通知書 配置図及び平面図 工事請負契約書	登記事項証明書（全部事項証明書） 住民票の写し（世帯全員）
増改築	新築の場合に同じ。	登記事項証明書（全部事項証明書）
土地付き住宅の購入	計画の概要（別紙様式第2号） 土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書） 土地の公図又は実測図 建築物確認通知書 配置図及び平面図 土地及び建物の工事請負契約書又は売買契約書	登記事項証明書（全部事項証明書） 住民票の写し（世帯全員）
敷地購入	計画の概要（別紙様式第2号） 土地の登記事項証明書（全部事項証明書） 土地の公図又は実測図 土地売買契約書 固定資産課税台帳登録事項証明書（隣接地購入の場合）	登記事項証明書（全部事項証明書）
住宅又は敷地の補修（面積10㎡未満の増改築を含む。）	計画の概要（別紙様式第2号） 工事請負契約書 見積書 固定資産課税台帳登録事項証明書 工事着手前の写真	工事完了届（別紙様式第3号） 工事完了後の写真
在宅介護対応住宅	各貸付事由に応じた書類	各貸付事由に応じた書類

(3) 災害貸付

貸付事由	貸付申込時の提出書類
住宅又は敷地に係る損害	市区町村長又は消防署長が発行するり災証明書 住宅貸付に準ずる書類

(4) 特別貸付

貸付けの種類	貸付申込時の提出書類
医療貸付	診断書 見積書等
入学貸付	合格通知書等 入学案内書
修学貸付	在学証明書
結婚貸付	案内状 見積書等
葬祭貸付	埋葬許可証 見積書等

- 2 借受人は、前項に規定するもののほか、別紙様式第4号による借入状況等申告書及び他の金融機関等からの借入状況及び毎月の弁済状況を確認できる書類を提出しなければならない。
- 3 理事長は、前2項に規定する書類のほか、必要に応じその他の書類の提出を求めることができるものとする。
- 4 理事長は、借受人が第1項第2号に規定する書類のうち提出が困難なものがあると申し出たときは、これに代えて他の書類を提出させることができるものとする。
- 5 理事長は、普通貸付及び特別貸付において、貸付けの対象となる者が組合員の被扶養者でない場合は、組合員との続柄を証する書類の提出を求めることができるものとする。

第8条 削除

(借用証書等の提出)

第9条 借受人は、別紙様式第10号による貸付決定通知書及び別紙様式第11号による貸付金個別償還明細表の交付を受けたときは、別紙様式第12号による貸付金借用証書、別紙様式第13号による貸付金口座振込依頼書及び印鑑登録証明書を理事長に提出するものとする。ただし、高額医療貸付及び出産貸付にあつては、印鑑登録証明書の提出を要しないものとする。

(貸付金の交付)

第10条 理事長は、貸付けの決定をしたときは、速やかに当該貸付金を借受人が指定した口座に振り込むものとする。ただし、普通貸付及び住宅貸付にあつては当該貸付金に係る貸付けの決定があつた月の25日（金融機関が休業日のときは翌営業日）に、指定の口座に振り込むものとする。

第11条 削除

(償還表)

第12条 規則第14条第1項に規定する理事長が別に定める償還表は、別表のとおりとする。

(賞与併用償還)

第13条 住宅貸付、災害貸付及び在宅介護対応住宅貸付に係る貸付金を償還する場合に

において、毎月元利均等により償還する償還方法と、賞与併用償還による償還方法との選択は、貸付申込時に行うものとする。

(償還の猶予)

第14条 規則第14条第4項に規定する申出は、次のとおりとする。

(1) 償還の猶予を希望する借受人は、別紙様式第14号による償還猶予申出書を理事長に提出するものとする。

(2) 前号の規定により申出をした借受人で、育児休業又は介護休業の期間を変更した者は、速やかに償還猶予申出書を提出するものとする。

2 規則第14条第4項後段に規定する理事長が別に定める方法は、次のとおりとする。

(1) 償還の猶予が終了した月の翌月からの償還については、償還を猶予しなかったとしたならば、償還表において当該月に償還することとなる償還額から償還するものとする。

(2) 償還を猶予した期間の各月分の未償還額の償還については、当該償還を猶予した月に償還を猶予した期間に相当する月数を加えた月に対応する月に、当該償還を猶予した月に償還することとされていた償還額を償還するものとする。この場合において、償還猶予期間中の6月又は12月の償還額については、次期又は次々期の6月若しくは12月にそれぞれ償還を猶予した金額を償還するものとする。

(繰上償還の手続き)

第15条 借受人が貸付金の未償還元利金の全部又は一部を繰り上げて償還（以下「繰上償還」という。）することを希望するときは、別紙様式15号による繰上償還申請書を毎月末日までに理事長に提出し、理事長が発行する納入通知書により翌月の給与支給日までに理事長に払い込むものとする。

(任期の定めのある職員である組合員の償還)

第16条 規則第14条第7項に規定する「理事長が別に定めるところ」とは、貸付を受けた月の翌月から任期の終了する月までの月数を償還回数とし、貸付金額に応じ個別に償還額を定めるものとする。

(一部負担金を納付する借受人の償還の猶予等)

第17条 (削除)

(既借受人に対する再貸付け)

第18条 理事長は、既借受人が再び同一の貸付けの種類での申込みをしたときには、次に掲げる処理をするものとする。

(1) 普通貸付 貸付けの申込額が既貸付けの未償還元金残額と規則第5条第1項第1号に規定する貸付限度額との差額の範囲内に限り、再貸付けを行うことができるものとする。

(2) 特別貸付

イ 医療貸付 一の貸付事由ごとに再貸付けの申込額が既貸付けの未償還元金残額と規則第5条第1項第4号イに規定する貸付限度額との差額の範囲内に限り、再貸付

けを行うことができるものとする。

ロ 入学貸付 一の貸付事由ごとに再貸付けの申込額が既貸付けの未償還元金残額と規則第5条第1項第4号ロ本文に規定する貸付限度額との差額の範囲内に限り、再貸付けを行うことができるものとする。この場合において、他の既貸付けの未償還元金残額の合算額と当該再貸付けの額との合算額は、同号ロただし書に規定する貸付限度額を超えてはならない。

ハ 結婚貸付 一の貸付事由ごとに再貸付けの申込額が既貸付けの未償還元金残額と規則第5条第1項第4号ニに規定する貸付限度額との差額の範囲内に限り、再貸付けを行うことができるものとする。

(3) 住宅貸付 既借受人が当該住宅貸付を受けた住宅又は敷地について、再び住宅貸付の申込みをしたときは、第4条に規定する貸付金の限度額を超えない範囲内において再貸付けを行うことができるものとし、その種類は次のとおりとする。

貸 付 け の 種 類	再 貸 付 け の 種 類
新築	増改築 隣接地購入 借地購入 住宅又は敷地の補修 在宅介護対応住宅
増改築	増改築 隣接地購入 借地購入 住宅又は敷地の補修 在宅介護対応住宅
土地付き住宅の購入	増改築 隣接地購入 住宅又は敷地の補修 在宅介護対応住宅
敷地購入	新築 増改築 隣接地購入 住宅又は敷地の補修 在宅介護対応住宅
在宅介護対応住宅	増改築 隣接地購入 借地購入 住宅又は敷地の補修

(書類の返還)

第19条 理事長は、規則第8条及び第11条の規定により借受人から提出された書類については、貸付金の償還が完了後においても借受人であった者に返還しないものとする。

(貸付けの制限)

第20条 高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けは、次の各号のいずれかに該当するときは、行わない。

(1) 貸付けの申込みをするときにおいて、当該貸付けの申込額に対する毎月の償還予定額及び組合からの既貸付金に対する毎月の償還額(期末手当等(法第2条第1項第6号に規定する期末手当等をいう。以下同じ。))からの償還額を除く。以下この条において同じ。)の合計額と金融機関等からの借入金に対する毎月の償還額の合算額(以下次号において「月例償還額」という。)が、給料(規則第5条1項第1号に規定する給料をいう。以下この条において同じ。ただし、育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により条例の規定に基づき給料又は報酬の一部が減額されている者(以下「部分休業等減額者」という。))にあつては、

減額後の給料又は報酬とする。)の100分の30に相当する額を超えるとき。

- (2) 貸付けの申込みをするときにおいて、月例償還額に12を乗じて得た額及び期末手当等の支給月における当該期末手当等からの償還額(他の金融機関等に対する期末手当等からの償還額を含む。)に2を乗じて得た額の合計額が、給料又は報酬(部分休業等減額者にあつては、減額後の給料又は報酬とする。)に12を乗じて得た額及び期末手当等の額(この場合、給料又は報酬(部分休業等減額者にあつては、減額後の給料又は報酬とする。)に4を乗じて得た額を期末手当等の額とみなす。)の合計額の100分の30に相当する額を超えるとき。
- (3) 給料又は報酬の全部の支給が停止されているとき又は懲戒処分により給料又は報酬の一部の支給が停止されているとき。
- (4) 給料(規則第5条第1項第1号ハに規定する報酬を除く。)その他の給与(地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。)若しくは報酬の差押え又は保全処分を受けているとき。
- (5) 貸付事故者となったとき。

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、任期の定めのある職員については、月例償還額に貸付を受けた月の翌月から任期の終了する月までの月数を乗じて得た額及び期末手当等の支給月における当該期末手当等からの償還額(他の金融機関等に対する期末手当等からの償還額を含む。)に2を乗じて得た額の合計額が、給料又は報酬(部分休業等減額者にあつては、減額後の給料又は報酬とする。)に貸付を受けた月の翌月から任期の終了する月までの月数を乗じて得た額及び期末手当等の額(この場合、給料又は報酬(部分休業等減額者にあつては、減額後の給料又は報酬とする。)に2を乗じて得た額を期末手当等の額とみなす。)の合計額の100分の30に相当する額を超えるときは、高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付は行わない。

(退職派遣者が職員として採用された場合の貸付け)

第22条 規則第20条の規定により貸付けの申込みをするときは、貸付申込書及び退職派遣者が派遣期間中に貸付けを受けていた金融機関等の交付する未償還元利金に係る残高証明書を提出するものとする。

(実施細目)

第23条 この細則で定めるもののほか、貸付けの実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 仙台市職員共済組合貸付規則実施要領(平成14年9月3日理事長決裁)は廃止する。ただし、この細則施行の際現に貸し付けてあるものについては、この細則により貸し付けたものとみなす。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、平成22年8月1日以後に申込みを受ける貸付けから適用する。

附 則

この細則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第20条の改正規定は、平成26年7月1日から施行する。

(抵当権に関する経過措置)

- 2 仙台市職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則（平成26年3月26日規則第1号）による改正前の仙台市職員共済組合貸付規則第13条の規定により抵当権を設定した借受人が貸付金の償還を完了したとき、又は登記の抹消の申し出をしたときは、登記の抹消の手続きに必要な書類を借受人に交付するものとする。

附 則

この細則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年12月6日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年12月10日から施行し、令和6年12月2日から適用する。

決裁年月日	事務局長	事務局長次長	総務係長	健康福祉係長	担当

普通貸付申込書

申込金額	百	十	万	千	百	十	円	※貸付番号					
				0	0	0	0	種別	1 出 産	4 墓 地 等			
※ 決定金額									2 教 育	5 医 療			
								3 住宅付属工事等	6 自 動 車				
申 込 人								※ 共 済 貸 付 使 用 欄	申込借受限度額		万円		
職員番号				職場の電話番号					普通貸付限度額		万円		
									普通貸付残額		円		
フリガナ									再 申 込 額		円		
氏 名									合 計 金 額		円		
生年月日		年 月 日生(満 歳)							適 用 償 還 表		万円		
採用年月日		年 月 日						再 貸 付 金 額		円			
組合員期間		年 月						共済からの既借受金		有 ・ 無			
給料月額		職 級 号俸 円				(扶養手当 円)							
控除額合計								借受種別		借 受 額		月現在残額	
諸 経 費 の 明 細													
		円						貸付		万円	円		
		円						貸付		万円	円		
		円						貸付		万円	円		
合 計		円						合 計		万円	円		
申 込 理 由													
仙台市職員共済組合貸付規則の定めにより、上記のとおり貸付けを受けたいので申込みます。 仙台市職員共済組合理事長 様 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 住 所 申込人 所 属 職氏名 印 ※申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。 </div>													
上記記載事項に不備がないことを確認しました。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 所属長(職氏名) 印 ※所属長自ら署名する場合は、押印は不要です。 </div>													

※「給料月額」について、短時間勤務職員のうち報酬が支給される職員においては、「報酬月額」と読み替えて記入してください(「職 級 号俸」の記入は不要です。)

決裁年月日	事務局長	事務局次長	総務係長	健康福祉係長	担 当

住宅貸付申込書

団信保険事業

加 入・非加入

申 込 金 額	千	百	十	万	千	百	十	円	※貸付番号	
				0	0	0	0	0	償還区分	毎月償還 ・ 賞与併用償還
※ 決定金額									種別	1 土地付住宅 4 増 改 築 2 新 築 5 敷地・家屋補修 3 敷地購入
申 込 人									※申込人借受限度額	
職 員 番 号			電 話 番 号	自 宅						
				職 場						
現住所										
フリガナ氏名		生年月日		年 月 日生(満 歳)						
採用年月日				年 月 日						
組合員期間		年 月								
給料月額		職 級 号俸		円						
		(扶養手当)		円)						
建築購入場所										
同居家族の状況		配偶者・子供・父・母・祖父・祖母・兄・姉・弟・妹・その他								人
現住宅の状況		住宅の名義		自己所有・親族所有(氏名 続柄)・借家						
		敷地の名義		自己所有・親族所有(氏名 続柄)・借地						
		建物の構造		(造・ 葺)・(階建て)・(延べ床面積 m ²)						
		自己所有の住宅がある場合の処分の方法		売却・解体・返還・その他 ()						
資金計画		借 入 先		借 入 金 額		償 還 期 間		抵 当 権 設 定 の 有 無		
		貸付申込額		円		年 月				
		自己資金		円						
		住宅金融支援機構		円		年 月		有 ・ 無		
		()より借入金		円		年 月		有 ・ 無		
		()より借入金		円		年 月		有 ・ 無		
		合 計		円						
<p>仙台市職員共済組合貸付規則の定めにより、上記のとおり貸付けを受けたいので申込みます。 仙台市職員共済組合理事長 様 年 月 日 申込人 所 属 職氏名 印 ※申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。</p>										
<p>上記記載事項に不備がないことを確認しました。 年 月 日 所属長(職氏名) 印 ※所属長自ら署名する場合は、押印は不要です。</p>										

※「給料月額」について、短時間勤務職員のうち報酬が支給される職員においては、「報酬月額」と読み替えて記入してください((職 級 号俸)の記入は不要です。)

決裁年月日	事務局長	事務局次長	総務係長	健康福祉係長	担 当

災害貸付申込書 (災害新規貸付・災害再貸付) 団信保険事業 加入・非加入

申 込 金 額	千	百	十	万	千	百	十	円	※貸付番号			
				0	0	0	0	0	償還区分	毎月償還 ・ 賞与併用償還		
※ 決定金額									種別	1 土地付住宅 4 増 改 築 2 新 築 5 敷地・家屋補修 3 敷地購入		
申 込 人									※申込人借受限度額			万円
職 員 番 号			電 話 番 号	自 宅								
				職 場								
現住所									計 画 内 容	土地付住宅 (マンション)	土地 m ²	万円
フリガナ氏名										新 築	m ²	万円
生 年 月 日		年 月 日生 (満 歳)								敷 地 購 入	m ²	万円
採用年月日		年 月 日								増 改 築	m ²	万円
										敷地・家屋補修	m ²	万円
										計		万円
組合員期間		年 月							共済からの既借受金		有 ・ 無	
給 料 月 額		職 級 号 俸		円		借受種別		借受額		月現在残額		
		(扶養手当)		円		貸付		万円		円		
建築 購入 場所									貸付		円	
									合 計		円	
同居家族の状況		配偶者・子供・父・母・祖父・祖母・兄・姉・弟・妹・その他									人	
現住宅の状況	住宅の名義		自己所有・親族所有 (氏名 続柄)・借家									
	敷地の名義		自己所有・親族所有 (氏名 続柄)・借地									
	建物の構造		(造・ 葺)・(階建て)・(延べ床面積 m ²)									
	自己所有の住宅がある場合の処分の方法		売却・解体・返還・その他 ()									
資 金 計 画	借 入 先			借 入 金 額			償 還 期 間		抵当権設定の有無			
	貸付申込額			円			年 月					
	自 己 資 金			円								
	住宅金融支援機構			円			年 月		有 ・ 無			
	()より借入金			円			年 月		有 ・ 無			
	()より借入金			円			年 月		有 ・ 無			
合 計			円									
仙台市職員共済組合貸付規則の定めにより、上記のとおり貸付けを受けたいので申込みます。 仙台市職員共済組合理事長 様 年 月 日 申込人 所 属 職氏名 印 ※申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。												
上記記載事項に不備がないことを確認しました。 年 月 日 所属長 (職氏名) 印												

※所属長自ら署名する場合は、押印は不要です。

※「給料月額」について、短時間勤務職員のうち報酬が支給される職員においては、「報酬月額」と読み替えて記入してください ((職 級 号 俸) の記入は不要です。)

決裁年月日	事務局長	事務局次長	総務係長	健康福祉係長	担当

特別貸付申込書

(医療貸付)

申込金額	百	十	万	千	百	十	円	※貸付番号				
				0	0	0	0	種別	元金の一年据置を			
※決定金額									1 希望する	2 希望しない		
申 込 人								※ 申込人借受限度額	万円			
職員番号				職場の電話番号								
								共済からの既借受金	有 ・ 無			
フリガナ								種別	貸付額	月現在残額		
氏名												
生年月日	年 月 日生(満 歳)											
採用年月日	年 月 日											
組合員期間	年 月							貸付	万円	円		
給料月額	職 級 号俸 円							貸付	万円	円		
	(扶養手当 円)							貸付	万円	円		
控除額合計								合 計	万円	円		
療養者氏名								※				
	続柄											
仙台市職員共済組合貸付規則の定めにより、上記のとおり貸付けを受けたいので申込みます。 仙台市職員共済組合理事長 様 年 月 日												
住所												
申込人 所属												
職氏名 印												
※申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。												
上記記載事項に不備がないことを確認しました。 年 月 日												
所属長(職氏名) 印												
※所属長自ら署名する場合は、押印は不要です。												

※「給料月額」について、短時間勤務職員のうち報酬が支給される職員においては、「報酬月額」と読み替えて記入してください((職 級 号俸)の記入は不要です。)

決裁年月日	事務局長	事務局次長	総務係長	健康福祉係長	担当

特別貸付申込書

(入学貸付)

申込金額	百	十	万	千	百	十	円	※貸付番号			
				0	0	0	0	対象者	1 組合員	3 その他	
※決定金額									2 被扶養者		
申 込 人								※ 申込人借受限度額		万円	
職員番号				職場の電話番号							
フリガナ 氏 名 生年月日								※ 特別貸付貸付限度額		万円	
										年 月 日生(満 歳)	
採用年月日		年 月 日				借受種別		借 受 額		月現在残額	
組合員期間		年 月				貸付		万円		円	
						貸付		万円		円	
						貸付		万円		円	
給料月額		職 級 号俸 円 (扶養手当 円)				合 計		万円		円	
控除額合計		円				入 学 諸 経 費 の 明 細					
入学者氏名			続 柄		入学金		円		円		
					教材費		円		円		
					合 計						
仙台市職員共済組合貸付規則の定めにより、上記のとおり貸付けを受けたいので申込みます。 仙台市職員共済組合理事長 様 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">住 所</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">申込人 所 属</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">職氏名</div> <div style="text-align: right;">印</div> ※申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。											
上記記載事項に不備がないことを確認しました。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">所属長(職氏名)</div> <div style="text-align: right;">印</div> ※所属長自ら署名する場合は、押印は不要です。											

※「給料月額」について、短時間勤務職員のうち報酬が支給される職員においては、「報酬月額」と読み替えて記入してください((職 級 号俸)の記入は不要です。)

決裁年月日	事務局長	事務局次長	総務係長	健康福祉係長	担当

特別貸付申込書

(修学貸付)

申込金額	¥	十	万	千	百	十	円	※貸付番号			
		8	4	0	0	0	0	種別 1 大 学 4 高 校 2 短 大 5 専門学校等 3 高 専			
※決定金額											
申 込 人									修学期間中、元金の据置を 希望する ・ 希望しない (据置期間中での据置解除及び一部繰上償還はできません)		
職員番号				職場の電話番号							
フリガナ 氏 名				生年月日							
採用年月日				年 月 日				※ 申込人借受限度額		万円	
組合員期間				年 月				※ 特別貸付貸付限度額		万円	
給料月額				職 級 号 俸 円 (扶養手当 円)				共済からの既借受金		有 ・ 無	
控除額合計								借受種別		借 受 額	月現在残額
修 学 者 氏 名				続 柄				貸付		万円	円
								貸付		万円	円
								貸付		万円	円
								合 計		万円	円
<p>仙台市職員共済組合貸付規則の定めにより、上記のとおり貸付けを受けたいので申込みます。</p> <p>仙台市職員共済組合理事長 様</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>申込人 所 属</p> <p>職氏名 印</p> <p>※申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。</p>											
<p>上記記載事項に不備がないことを確認しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>所属長 (職氏名)</p> <p>印</p> <p>※所属長自ら署名する場合は、押印は不要です。</p>											

※「給料月額」について、短時間勤務職員のうち報酬が支給される職員においては、「報酬月額」と読み替えて記入してください ((職 級 号 俸) の記入は不要です。)

決裁年月日	事務局長	事務局次長	総務係長	健康福祉係長	担 当

特別貸付申込書

(結婚貸付)

申込金額	百	十	万	千	百	十	円	※貸付番号			
				0	0	0	0	対 象 者	1 組 合 員 3 そ の 他		
※ 決定金額									2 被 扶 養 者		
申 込 人								※ 申込人借受限度額		万円	
職 員 番 号				職 場 の 電 話 番 号							
								※ 特別貸付貸付限度額		万円	
フリガナ 氏 名								共済からの既借受金		有 ・ 無	
生 年 月 日	年 月 日 生 (満 歳)										
採用年月日	年 月 日							種 別	貸 付 額	月現在残額	
組合員期間	年 月							貸付 貸付 貸付	万円	円	
給料月額	職 級 号 俸 円								万円	円	
	(扶養手当 円)								万円	円	
控除額合計	円							合 計	万円	円	
諸 経 費 の 明 細											
挙式費用								円			円
披露宴費用								円			円
合 計										円	
結婚者氏名 (続柄)	()							挙式 (披露宴) 日	年 月 日		
挙式 (披露宴) 場所								結婚相手の氏名			
仙台市職員共済組合貸付規則の定めにより、上記のとおり貸付けを受けたいので申込みます。 仙台市職員共済組合理事長 様 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 住 所 申込人 所 属 職 氏 名 印 ※申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。 </div>											
上記記載事項に不備がないことを確認しました。 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 所属長 (職 氏 名) 印 </div>											
※所属長自ら署名する場合は、押印は不要です。											

※「給料月額」について、短時間勤務職員のうち報酬が支給される職員においては、「報酬月額」と読み替えて記入してください ((職 級 号 俸) の記入は不要です。)

決裁年月日	事務局長	事務局次長	総務係長	健康福祉係長	担当

特別貸付申込書

(葬祭貸付)

申込金額	百	十	万	千	百	十	円	※貸付番号			
				0	0	0	0	対 象 者	1 被扶養者 2 その他		
※決定金額											
申 込 人								※ 申込人借受限度額	万円		
職員番号		職場の電話番号									
								※ 特別貸付貸付限度額	万円		
フリガナ 氏名								共済からの既借受金		有 ・ 無	
生年月日	年 月 日生(満 歳)										
採用年月日	年 月 日							種 別	貸 付 額	月現在残額	
組合員期間	年 月							貸付 貸付 貸付	万円	円	
給料月額	職 級		号 俸		円		万円		円		
			(扶養手当)		円)		万円		円		
控除額合計	円							合 計	万円	円	
諸 経 費 の 明 細											
								円	円		
								円	円		
合 計										円	
申 込 理 由											
<p>仙台市職員共済組合貸付規則の定めにより、上記のとおり貸付けを受けたいので申込みます。</p> <p>仙台市職員共済組合理事長 様</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申込人 所 属</p> <p style="text-align: right;">職氏名 印</p> <p style="text-align: right;">※申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。</p>											
<p>上記記載事項に不備がないことを確認しました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所属長(職氏名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: right;">※所属長自ら署名する場合は、押印は不要です。</p>											

※「給料月額」について、短時間勤務職員のうち報酬が支給される職員においては、「報酬月額」と読み替えて記入してください((職 級 号俸)の記入は不要です。)

決裁年月日	事務局長	事務局次長	総務係長	健康福祉係長	担当

高額医療貸付申込書

申込金額	百	十	万	千	百	十	円	※貸付番号	
				0	0	0			
※ 決定金額									確認印
申 込 人								※ 事 務 局 保 険 係 確 認 欄	摘 要
組合員の記号番号 又は任継番号				職場又は自宅の 電 話 番 号					
仙 市									
フリガナ 氏 名 生 年 月 日								申 込 事 由	
	年 月 日生 (満 歳)							高額療養費の受給の対象となる療養に係る医療費の支払いのため	
高額療養費を 受ける者	氏 名	続 柄	保険医療機関名			療養期間 (月単位)			
						自	年	月	日
						至	年	月	日
仙台市職員共済組合貸付規則の定めにより、上記のとおり貸付けを受けたいので申込みます。 仙台市職員共済組合理事長 様 年 月 日									
						住 所			
						申込人 所 属			
						職氏名	印		
※申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。									
上記記載事項に不備がないことを確認しました。 年 月 日									
						所属長 (職氏名)			
印									
※所属長自ら署名する場合は、押印は不要です									

※ 添付書類 保険医療機関等からの請求書又は領収書

決裁年月日	事務局長	事務局次長	総務係長	健康福祉係長	担当

出 産 貸 付 申 込 書

申込金額	百	十	万	千	百	十	円	※貸付番号	
※ 決定金額				0	0	0	0		
申 込 人								※ 事 務 局 保 険 係 確 認 欄	確認印
組合員の記号番号 又は任継番号				職場又は自宅の 電 話 番 号					摘 要
仙 市									
フリガナ 氏 名 生 年 月 日								申 込 事 由	
	年 月 日生 (満 歳)							出産費又は家族出産費の受給の対象となる出産に係る医療費の支払いのため	
出 産 者	氏 名			続 柄		出産予定日又は妊娠日			保険医療機関名
						年 月 日			
						年 月 日			
仙台市職員共済組合貸付規則の定めにより、上記のとおり貸付けを受けたいので申込みます。 仙台市職員共済組合理事長 様 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 住 所 申込人 所 属 職氏名 印 <small>※申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。</small> </div>									
上記記載事項に不備がないことを確認しました。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 所属長 (職氏名) 印 <small>※所属長自ら署名する場合は、押印は不要です。</small> </div>									

※ 添付書類 母子健康手帳の写し 出産予定日まで2月以内又は妊娠4月以上を証明する書類及び医療機関等からの出産に要する費用の内訳のある請求書又は領収書

決裁年月日	事務局長	事務局次長	総務係長	健康福祉係長	担 当

在宅介護対応住宅貸付申込書

団信保険事業 加 入・非加入

申 込 金 額	百	十	万	千	百	十	円	※貸付番号				
			0	0	0	0	0	償還区分	毎月償還 ・ 賞与併用償還			
※ 決定金額								種 別	1 土地付住宅	3 増 改 築		
									2 新 築	4 家 屋 補 修		
申 込 人								※申込人借受限度額		万円		
職 員 番 号			電 話	自 宅								
			番 号	職 場								
現住所								計 画 内 容	土 地 付 住 宅	土 地	m ²	万 円
									(マンション)	建 物	m ²	
									新 築		m ²	万 円
									増 改 築		m ²	万 円
									家 屋 補 修		m ²	万 円
フリガナ 氏 名 生 年 月 日		年 月 日生 (満 歳)						計				万 円
採用年月日		年 月 日						共済からの既借受金		有 ・ 無		
組合員期間		年 月						借受種別		借受額		月現在残額
給 料 月 額		職 級 号 俸		円		貸 付		万 円		円		
		(扶養手当)		円)		貸 付		万 円		円		
建 築 購 入 場 所								貸 付		万 円		円
								合 計		万 円		円
同居家族の状況		配偶者・子供・父・母・祖父・祖母・兄・姉・弟・妹・その他								人		
現住宅 の状況	住宅の名義		自己所有・親族所有 (氏名 続柄)・借家									
	敷地の名義		自己所有・親族所有 (氏名 続柄)・借地									
	建物の構造		(造・ 葺)・(階建て)・(延べ床面積 m ²)									
	自己所有の住宅がある場合の処分の方法		売却・解体・返還・その他 ()									
資 金 計 画	借 入 先		借 入 金 額		償 還 期 間		抵当権設定の有無					
	住 宅 貸 付 申 込 額		円		年 月							
	在 宅 介 護 対 応 住 宅 申 込 額		円		年 月							
	自 己 資 金		円									
	住 宅 金 融 支 援 機 構		円		年 月		有 ・ 無					
	() より借入金		円		年 月		有 ・ 無					
	() より借入金		円		年 月		有 ・ 無					
合 計		円										
仙台市職員共済組合貸付規則の定めにより、上記のとおり貸付けを受けたいので申込みます。 仙台市職員共済組合理事長 様 年 月 日 申込人 所 属 職氏名 印 ※申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。												
上記記載事項に不備がないことを確認しました。 年 月 日 所属長 (職氏名) 印 ※所属長自ら署名する場合は、押印は不要です。												

※「給料月額」について、短時間勤務職員のうち報酬が支給される職員においては、「報酬月額」と読み替えて記入してください ((職 級 号 俸) の記入は不要です。)

計画の概要

申込人氏名			
申込人住所			
現場の所在地			
工事・購入総額	万円		

土地付住宅	敷地	面積 m^2			
	家屋	木造平屋建	建床面積	m^2	
鉄骨造二階建 マンション		延床面積	部屋数	室	
新築	木造平屋建	建床面積	m^2		
	鉄骨造二階建	延床面積	部屋数	室	
	敷地	自己所有・借地(所有者)			面積 m^2
敷地購入	土地	登記地目	宅地・山林・田畑・その他		
		現況	宅地・山林・田畑・その他		
増築	家屋 (増築 10 m^2 以上)	現在	平・二階建	建床面積 m^2	延床面積 m^2 部屋数 室
		増築後	平・二階建	建床面積 m^2	延床面積 m^2 部屋数 室
増改築	家屋 (増築 10 m^2 未満)	現在	平・二階建	延床面積 m^2	部屋数 室
		増築後	平・二階建	延床面積 m^2	部屋数 室
		改築場所	居間・台所・浴室・洗面所・トイレ・その他		
補修	家屋	補修場所			
	敷地	屋根・外壁・土どめ・擁壁・その他			

現場付近の案内図

申込者氏名

現住所

現場の所在地

最寄の停留所(バス・電車等)

最寄の停留所からの距離

メートル

徒歩

分

目印になる建物なども記入のこと。



(最寄停留所からの経路を朱書してください。)

計画の概要

申込人氏名			
申込人住所			
現場の所在地			
工事・購入総額	万円		

土地付住宅	敷地	面積	㎡
	家屋	延床面積	㎡
	マンション	専有部分	階 号室 ㎡
新築	家屋	延床面積	㎡
	敷地	自己所有・借地(所有者)	㎡
増改築	家屋	延床面積 増築前	㎡ ㎡
	増改築箇所	居室 浴室 トイレ その他	_____
	敷地	自己所有・借地(所有者)	㎡

介護を要する方に配慮した部分

下記の該当するものに○をつけてください。

- 1 ホームエレベーターの設置
- 2 天井走行リフトの設置
- 3 階段昇降機の設置
- 4 段差解消機の設置
- 5 その他(具体的に記入してください)

現場付近の案内図

申込者氏名

現住所

現場の所在地

最寄の停留所(バス・電車等)

最寄の停留所からの距離

メートル

徒歩

分

目印になる建物なども記入のこと。



(最寄停留所からの経路を朱書してください。)

工事完了届

.....年.....月.....日

仙台市職員共済組合理事長 様

所 属.....

住 所.....

氏 名.....

職員番号.....

.....年.....月.....日付，借り受けた住宅貸付資金に係る敷地・家屋の補修工事について，次のとおり完了したので提出いたします。

記

工 事 場 所	
工 事 期 間年.....月.....日 ~年.....月.....日

上記の敷地・家屋補修工事を請負い，工事を完了いたしました。

.....年.....月.....日

工事請負者

住 所

社 名

代表者名

印

借 入 状 況 等 申 告 書

1. 借入状況

※他の金融機関等からの借入状況の有無について、必ずどちらかに○印をしてください。

住宅金融支援機構	有・無	銀 行	有・無	その他公庫	有・無	労働金庫	有・無
信用金庫	有・無	信用組合	有・無	消費者金融	有・無	信販会社	有・無
地方公共団体による住宅融資等	有・無	互助会	有・無	個人	有・無	その他	有・無

※上記で「有」に○印したものについて、以下に記入してください。

他 の 金 融 機 関 等 か ら の 借 入 状 況 記 載 欄									
借入先	既 借 入 分				新 規 借 入 分				
	借入日	借入額 (万円)	現在の 残高 (円)	毎月の 償還額(円) ※元金・利息合計	賞与の 償還額(円) ※元金・利息合計	借入日 (予定)	借入額 (万円)	毎月の 償還額(円) ※元金・利息合計	賞与の 償還額(円) ※元金・利息合計
計				(A)	(F)			(B)	(G)

共 済 組 合 か ら の 借 入 状 況 記 入 欄									
貸付種類	既 借 入 分				新 規 借 入 分				
	借入日	借入額 (万円)	現在の 残高 (円)	毎月の 償還額(円) ※元金・利息合計	賞与の 償還額(円) ※元金・利息合計	借入額 (万円)	毎月の 償還額(円) ※元金・利息合計	賞与の 償還額(円) ※元金・利息合計	
計				(C)	(H)			(D)	(I)

毎月の償還額の合計 = (A + B + C + D) = 円 (E)

賞与の償還額の合計 = (F + G + H + I) = 円 (J)

2. 給料月額に対する毎月の償還額の割合

毎月の償還額 (E)	給料月額 (K)	割合 (E ÷ K × 100)
円	円	%

※給料月額(K)に対する毎月の償還額(E)の割合が、30%を超える場合は、貸付けができません。

3. 年収額に対する年間償還額の割合

年間償還額 (E×12 + J×2) (L)	年収額 (K×12 + K×4) (M)	割合 (L ÷ M × 100)
円	円	%

※年収額(M)に対する年間償還額(L)の割合が、30%を超える場合は、貸付けができません。

私の借入状況は上記事実に相違ないことを申告し、以下の事項について同意します。

- 裏面の記入上の注意を確認し、これに従うこと。
- この申告と相違する場合は、共済組合の即時償還命令に従うこと。

年 月 日

仙台市職員共済組合理事長 様

申込人氏名

※氏名欄は、申込人が自署してください。

(裏面)

記 入 上 の 注 意

- ① 申込人は、1. ～ 3. の状況についてすべて記載してください。
- ② 1. 「借入状況」中、他の金融機関等からの借入状況記入欄の既借入分については、申込日現在において他の金融機関等から借入れをしているすべてのものについて記入してください。
また、同中、他の金融機関等からの借入状況記入欄の新規借入分については、今回の共済組合貸付と同一事由により、住宅金融支援機構、銀行等から借入れを行うすべてのものについて記入してください。
- ③ 他の金融機関等から既に借り入れている場合及び新規借入をする場合は、申込日の属する月の弁済額等申込内容が確認できる書類（融資決定通知書、償還表等）の写しを添付してください。
また、以前に共済組合から貸付けを受けたときに申告した他の金融機関等からの借入れが完済した場合は、その完済がわかる書類（完済証明、登記簿謄本（乙区欄）等）の写しを添付してください。
- ④ 1. 「借入状況」中、共済組合からの借入状況記入欄の毎月の償還額については、償還表の償還金額を記入してください。
- ⑤ 1. 「借入状況」の償還額は、元金を据え置きしている場合であっても、元金と利息の合計額を記入してください。
- ⑥ 申込人が連帯債務を負っている借入金がある場合又は申込人が連帯債務者として新規の借入れを行う場合も、この「借入状況」に記入してください。
この場合は、申込人が実際に支払う額にかかわらず、債権者に支払うべき毎月の返済額の1/2及び賞与時の返済額の1/2の金額をそれぞれ「毎月の償還額」及び「賞与の償還額」として記入してください。
(連帯債務者が3人以上いる場合も、債権者に支払うべき額の1/2を記入してください。)
- ⑦ 2. 「給料月額に対する毎月の償還額の割合」について、給料月額に対する毎月の償還額の割合が30%を超えている場合には、貸付けを行いません。
- ⑧ 3. 「年収額に対する年間償還額の割合」について、年収額に対する年間償還額の割合が30%を超えている場合には、貸付けを行いません。
また、年間償還額は、毎月の償還額の12倍に賞与の償還額の2倍を加えた額としてください。
年収額は、給料月額の12倍に賞与の額（実支給額にかかわらず給料月額の4倍）を加えた額として記入してください。
- ⑨ 給与の差押を受けている間は、貸付けを行いません。
- ⑩ 必要に応じてその他確認資料の提出を求めることがあります。

別紙様式第4号の2(任期の定めのある職員である組合員用)

(令4.10.改正)

借 入 状 況 等 申 告 書

1. 借入状況

※他の金融機関等からの借入状況の有無について、必ずどちらかに○印をしてください。

住宅金融支援機構	有・無	銀行	有・無	その他公庫	有・無	労働金庫	有・無
信用金庫	有・無	信用組合	有・無	消費者金融	有・無	信販会社	有・無
地方公共団体による住宅融資等	有・無	互助会	有・無	個人	有・無	その他	有・無

※上記で「有」に○印したものについて、以下に記入してください。

他の金融機関等からの借入状況記載欄									
借入先	既借入分					新規借入分			
	借入日	借入額(万円)	現在の残高(円)	毎月の償還額(円) ※元金・利息合計	賞与の償還額(円) ※元金・利息合計	借入日(予定)	借入額(万円)	毎月の償還額(円) ※元金・利息合計	賞与の償還額(円) ※元金・利息合計
計				(A)	(F)			(B)	(G)

共済組合からの借入状況記入欄								
貸付種類	既借入分					新規借入分		
	借入日	借入額(万円)	現在の残高(円)	毎月の償還額(円) ※元金・利息合計	賞与の償還額(円) ※元金・利息合計	借入額(万円)	毎月の償還額(円) ※元金・利息合計	賞与の償還額(円) ※元金・利息合計
計				(C)	(H)		(D)	(I)

毎月の償還額の合計 = (A + B + C + D) = 円 (E)

賞与の償還額の合計 = (F + G + H + I) = 円 (J)

2. 給料月額に対する毎月の償還額の割合

毎月の償還額 (E)	給料月額 (K)	割合 (E ÷ K × 100)
円	円	%

※給料月額(K)に対する毎月の償還額(E)の割合が、30%を超える場合は、貸付けができません。ください

((職 級 号棒) の記入は不要です。)。

3. 償還月数 (貸付を受ける月の翌月から任期の終了する月までの月数)

月

4. 年収額に対する年間償還額の割合

年間償還額 (E × 償還月数 + J × 2) (L)	年収額 (K × 償還月数 + K × 2) (M)	割合 (L ÷ M × 100)
円	円	%

※年収額(M)に対する年間償還額(L)の割合が、30%を超える場合は、貸付けができません。

私の借入状況は上記事実に相違ないことを申告し、以下の事項について同意します。

- 裏面の記入上の注意を確認し、これに従うこと。
- この申告と相違する場合は、共済組合の即時償還命令に従うこと。

年 月 日

仙台市職員共済組合理事長 様

申込人氏名

※氏名欄は、申込人が自署してください。

(裏面)

記 入 上 の 注 意

- ① 申込人は、1. ～ 4. の状況についてすべて記載してください。
- ② 1. 「借入状況」中、他の金融機関等からの借入状況記入欄の既借入分については、申込日現において他の金融機関等から借入れをしているすべてのものについて記入してください。
また、同中、他の金融機関等からの借入状況記入欄の新規借入分については、今回の共済組合付と同一事由により、住宅金融支援機構、銀行等から借入れを行うすべてのものについて記入してください。
- ③ 他の金融機関等から既に借り入れている場合及び新規借入をする場合は、申込日の属する月の済額等申込内容が確認できる書類（融資決定通知書、償還表等）の写しを添付してください。
また、以前に共済組合から貸付けを受けたときに申告した他の金融機関等からの借入れが完済した場合は、その完済がわかる書類（完済証明、登記簿謄本（乙区欄）等）の写しを添付してください。
- ④ 1. 「借入状況」中、共済組合からの借入状況記入欄の毎月の償還額については、償還表の償金額を記入してください。
- ⑤ 1. 「借入状況」の償還額は、元金を据え置きしている場合であっても、元金と利息の合計額を記入してください。
- ⑥ 申込人が連帯債務を負っている借入金がある場合又は申込人が連帯債務者として新規の借入れを行う場合も、この「借入状況」に記入してください。
この場合は、申込人が実際に支払う額にかかわらず、債権者に支払うべき毎月の返済額の1/3及び賞与時の返済額の1/2の金額をそれぞれ「毎月の償還額」及び「賞与の償還額」として記入してください。
(連帯債務者が3人以上いる場合も、債権者に支払うべき額の1/2を記入してください。)
- ⑦ 2. 「給料月額に対する毎月の償還額の割合」について、給料（または報酬）月額に対する毎月の償還額の割合が30%を超えている場合には、貸付けを行いません。
- ⑧ 4. 「年収額に対する年間償還額の割合」について、年収額に対する年間償還額の割合が30%を超えている場合には、貸付けを行いません。
また、年間償還額は「毎月の償還額に償還月数を乗じた額」と「賞与の償還額の2倍の額」の計額を記入してください。年収額は、「給料月額に償還月数を乗じた額」と「賞与の額（実支給にかかわらず給料月額の2倍）」の合計額を記入してください。
- ⑨ 給与もしくは報酬の差押を受けている間は、貸付けを行いません。
- ⑩ 必要に応じてその他確認資料の提出を求めることがあります。

委 任 状

私は、
権限を委任します。

を代理人と定め、下記の登記申請に関する一切の

記

登記原因証書たる 年 月 日付け「弁済証書」に記載のと通りの抵当権抹消登記申請に関する件

年 月 日

登記義務者（抵当権者） 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市職員共済組合
理事長 ㊟

委任状

私は、

(住所) (※1)

(氏名) (※2)

(連絡先の電話番号)

を代理人と定め、下記の登記申請に関する一切の権限を委任します。

記

登記原因証書たる 年 月 日付け「解除証書」に記載のとおり
の抵当権抹消登記申請に関する件

年 月 日

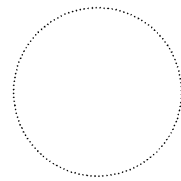
登記義務者(抵当権者) 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市職員共済組合
理事長 ⑩

※1：司法書士が登記する場合は、司法書士の事務所等を記載

※2： // 司法書士の氏名を記載

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 80%;"></div> 様 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 貸付決定通知書 </div>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 親展 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〒980-8671</p> <p>仙台市職員共済組合</p> <p>電話代表 022-214-1228</p> <p>F A X 022-211-0015</p> </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-around;"> (所属所) (組合員の番号) </div>	

貸付決定通知書	<p style="text-align: right;">作成</p> <p>さきに借用申込のありました貸付について、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。</p> <p>ご不明な点がございましたら共済組合健康福祉係までお問い合わせ下さい。</p>																												
様	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">貸付番号</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">貸付種類</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>貸付日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>貸付額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td>償還回数</td> <td style="text-align: center;">回</td> </tr> <tr> <td>適用利率</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td>据置回数</td> <td style="text-align: center;">回</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">～</td> </tr> <tr> <td>毎月償還額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td>据置中償還額</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>賞与償還額</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>	貸付番号		貸付種類		貸付日				貸付額	円	償還回数	回	適用利率	%	据置回数	回	貸付期間	～			毎月償還額	円	据置中償還額	円	賞与償還額	円		
貸付番号		貸付種類																											
貸付日																													
貸付額	円	償還回数	回																										
適用利率	%	据置回数	回																										
貸付期間	～																												
毎月償還額	円	据置中償還額	円																										
賞与償還額	円																												
<p>仙台市職員共済組合理事長</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> (所属所) (組合員の番号) </div>																													



貸付金借用証書(第 号)

									円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

仙台市職員共済組合貸付規則(以下「規則」という。)及び仙台市職員共済組合貸付規則施行細則を承知のうえ、次の条件により借用しました。

- 貸付金の償還は、規則第14条の規定に基づき、 年 月から 年 月までの間に返済します。
- 貸付金の利率は年1.26パーセントとし、利息は貸付の属する月の翌月から支払います。
なお、規則の改正により利率変更があった場合はこれに従います。
- 次に掲げる理由の一つに該当したときは、未償還元利金を即時償還いたします。
 - 組合員の資格を失ったとき。
 - 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。
 - 申込みの内容に事実と相違していることが認められたとき。
 - その他規則に違反したとき。
- 前記3に定める事由の他、破産の申立て、民事再生の申立て及びその他これに準ずる裁判上の手続きがあったときは、何ら通知催告を要せずに期限の利益を失うことを了承します。
- 前記3・4の事由によって期限の利益を失った場合、未償還元利金をただちに償還できないときは、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第48条及び第115条の規定に基づき給与(退職手当を含む。)又は年金等の給付金から未償還元利金を弁済いたします。
- この貸付けについて、訴訟が生じたときは、現住所のいかんにかかわらず仙台市職員共済組合の住所地をもってその管轄とすることを了承します。
- この貸付けについて、公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じます。
- 未償還元利金の即時償還ができない場合、組合が本証書記載の債権を保全するため、貸付けに係る情報を全国市町村職員共済組合連合会及び同連合会が保険契約を締結した保険会社に提供することをあらかじめ同意します。
- その他地方公務員等共済組合法及び規則の定めを厳守します。

仙台市職員共済組合理事長 様

年 月 日

所 属

借受人 住 所

(フリガナ)

氏 名

実印

仙台市職員共済組合貸付規則（抜粋）

第1条から第15条（略）

（即時償還）

第16条 理事長は、借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、当該借受人に対し、未償還元利金の即時償還を命じなければならない。

- (1) 組合員の資格を失ったとき（継続長期組合員になったとき並びに高額医療貸付及び組合員本人の出産に係る出産貸付を受けている組合員が組合員の資格を失ったときを除く。）。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。
- (3) 申込みの内容に事実と相違していることが認められたとき。
- (4) その他この規則に違反したとき。

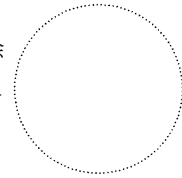
2 理事長は、借受人から貸付元利金の償還を受けることが困難であると認めるときは、地方公共団体又は組合から受ける給与又は給付等から控除するものとする。

（行為の制限）

第17条 借受人は、貸付金の償還が完了するまでの間、当該貸付に係る不動産について、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 不動産の全部又は一部を理事長の承認を得ないで第三者に譲渡すること。
- (2) 不動産の価値を著しく減少させる行為をすること。

第18条から第21条（略）



貸付金借用証書 (第 号)

									円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

仙台市職員共済組合貸付規則 (以下「規則」という。) 及び仙台市職員共済組合貸付規則施行細則を承知のうえ、次の条件により借用しました。

1. 年 月に借り受けた貸付金の未償還金 円がありますので、今回の貸付金 円との合算貸付金 円の償還は、規則第14条の規定に基づき、年 月から 年 月までの間に返済します。
2. 貸付金の利率は年1.26パーセントとし、利息は貸付の属する月の翌月から支払います。なお、規則の改正により利率変更があった場合はこれに従います。
3. 次に掲げる理由の一つに該当したときは、未償還元利金を即時償還いたします。
 - (1) 組合員の資格を失ったとき。
 - (2) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。
 - (3) 申込みの内容に事実と相違していることが認められたとき。
 - (4) その他規則に違反したとき。
4. 前記3に定める事由の他、破産の申立て、民事再生の申立て及びその他これに準ずる裁判上の手続きがあったときは、何ら通知催告を要せずに期限の利益を失うことを了承します。
5. 前記3・4の事由によって期限の利益を失った場合、未償還元利金をただちに償還できないときは、地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号) 第48条及び第115条の規定に基づき給与 (退職手当を含む。) 又は年金等の給付金から未償還元利金を弁済いたします。
6. この貸付けについて、訴訟が生じたときは、現住所のいかんにかかわらず仙台市職員共済組合の住所地をもってその管轄とすることを了承します。
7. この貸付けについて、公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じます。
8. 未償還元利金の即時償還ができない場合、組合が本証書記載の債権を保全するため、貸付けに係る情報を全国市町村職員共済組合連合会及び同連合会が保険契約を締結した保険会社に提供することをあらかじめ同意します。
9. その他地方公務員等共済組合法及び規則の定めを厳守します。

仙台市職員共済組合理事長 様

年 月 日

所 属

借受人 住 所

(フリガナ)

氏 名



仙台市職員共済組合貸付規則（抜粋）

第1条から第15条（略）

（即時償還）

第16条 理事長は、借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、当該借受人に対し、未償還元利金の即時償還を命じなければならない。

- (1) 組合員の資格を失ったとき（継続長期組合員になったとき並びに高額医療貸付及び組合員本人の出産に係る出産貸付を受けている組合員が組合員の資格を失ったときを除く。）。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。
- (3) 申込みの内容に事実と相違していることが認められたとき。
- (4) その他この規則に違反したとき。

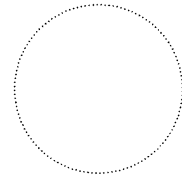
2 理事長は、借受人から貸付元利金の償還を受けることが困難であると認めるときは、地方公共団体又は組合から受ける給与又は給付等から控除するものとする。

（行為の制限）

第17条 借受人は、貸付金の償還が完了するまでの間、当該貸付に係る不動産について、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 不動産の全部又は一部を理事長の承認を得ないで第三者に譲渡すること。
- (2) 不動産の価値を著しく減少させる行為をすること。

第18条から第21条（略）



貸付金借用証書 (第 号)

									円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

仙台市職員共済組合貸付規則 (以下「規則」という。) 及び仙台市職員共済組合貸付規則施行細則を承知のうえ、次の条件により借用しました。

- 貸付金の償還は、規則第14条の規定に基づき、 年 月から 年 月までの間に返済します。
- 貸付金の利率は年0.93パーセントとし、利息は貸付の属する月の翌月から支払います。
なお、規則の改正により利率変更があった場合はこれに従います。
- 次に掲げる理由の一つに該当したときは、未償還元利金を即時償還いたします。
 - 組合員の資格を失ったとき。
 - 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。
 - 申込みの内容に事実と相違していることが認められたとき。
 - その他規則に違反したとき。
- 前記3に定める事由の他、破産の申立て、民事再生の申立て及びその他これに準ずる裁判上の手続きがあったときは、何ら通知催告を要せずに期限の利益を失うことを了承します。
- 前記3・4の事由によって期限の利益を失った場合、未償還元利金をただちに償還できないときは、地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号) 第48条及び第115条の規定に基づき給与 (退職手当を含む。) 又は年金等の給付金から未償還元利金を弁済いたします。
- この貸付けについて、訴訟が生じたときは、現住所のいかんにかかわらず仙台市職員共済組合の住所地をもってその管轄とすることを了承します。
- この貸付けについて、公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じます。
- 未償還元利金の即時償還ができない場合、組合が本証書記載の債権を保全するため、貸付けに係る情報を全国市町村職員共済組合連合会及び同連合会が保険契約を締結した保険会社に提供することをあらかじめ同意します。
- その他地方公務員等共済組合法及び規則の定めを厳守します。

仙台市職員共済組合理事長 様

年 月 日

所 属

借受人 住 所

(フリガナ)

氏 名

実印

仙台市職員共済組合貸付規則（抜粋）

第1条から第15条（略）

（即時償還）

第16条 理事長は、借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、当該借受人に対し、未償還元利金の即時償還を命じなければならない。

- (1) 組合員の資格を失ったとき（継続長期組合員になったとき並びに高額医療貸付及び組合員本人の出産に係る出産貸付を受けている組合員が組合員の資格を失ったときを除く。）。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。
- (3) 申込みの内容に事実と相違していることが認められたとき。
- (4) その他この規則に違反したとき。

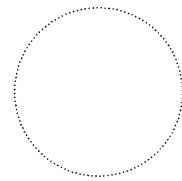
2 理事長は、借受人から貸付元利金の償還を受けることが困難であると認めるときは、地方公共団体又は組合から受ける給与又は給付等から控除するものとする。

（行為の制限）

第17条 借受人は、貸付金の償還が完了するまでの間、当該貸付に係る不動産について、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 不動産の全部又は一部を理事長の承認を得ないで第三者に譲渡すること。
- (2) 不動産の価値を著しく減少させる行為をすること。

第18条から第21条（略）



貸付金借用証書 (第 号)

									円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

仙台市職員共済組合貸付規則 (以下「規則」という。) 及び仙台市職員共済組合貸付規則施行細則を承知のうえ、次の条件により借用しました。

- 貸付金の償還は、規則第14条の規定に基づき、 年 月から 年 月までの間に返済します。
- 貸付金の利率は年1.0パーセントとし、利息は貸付の属する月の翌月から支払います。
なお、規則の改正により利率変更があった場合はこれに従います。
- 次に掲げる理由の一つに該当したときは、未償還元利金を即時償還いたします。
 - 組合員の資格を失ったとき。
 - 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。
 - 申込みの内容に事実と相違していることが認められたとき。
 - その他規則に違反したとき。
- 前記3に定める事由の他、破産の申立て、民事再生の申立て及びその他これに準ずる裁判上の手続きがあったときは、何ら通知催告を要せずに期限の利益を失うことを了承します。
- 前記3・4の事由によって期限の利益を失った場合、未償還元利金をただちに償還できないときは、地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号) 第48条及び第115条の規定に基づき給与 (退職手当を含む。) 又は年金等の給付金から未償還元利金を弁済いたします。
- この貸付けについて、訴訟が生じたときは、現住所のいかんにかかわらず仙台市職員共済組合の住所地をもってその管轄とすることを了承します。
- この貸付けについて、公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じます。
- 未償還元利金の即時償還ができない場合、組合が本証書記載の債権を保全するため、貸付けに係る情報を全国市町村職員共済組合連合会及び同連合会が保険契約を締結した保険会社に提供することをあらかじめ同意します。
- その他地方公務員等共済組合法及び規則の定めを厳守します。

仙台市職員共済組合理事長 様

年 月 日

所 属

借受人 住 所

(フリガナ)

氏 名

実印

仙台市職員共済組合貸付規則（抜粋）

第1条から第15条（略）

（即時償還）

第16条 理事長は、借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、当該借受人に対し、未償還元利金の即時償還を命じなければならない。

- (1) 組合員の資格を失ったとき（継続長期組合員になったとき並びに高額医療貸付及び組合員本人の出産に係る出産貸付を受けている組合員が組合員の資格を失ったときを除く。）。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。
- (3) 申込みの内容に事実と相違していることが認められたとき。
- (4) その他この規則に違反したとき。

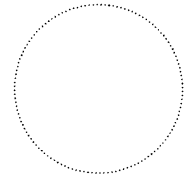
2 理事長は、借受人から貸付元利金の償還を受けることが困難であると認めるときは、地方公共団体又は組合から受ける給与又は給付等から控除するものとする。

（行為の制限）

第17条 借受人は、貸付金の償還が完了するまでの間、当該貸付に係る不動産について、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 不動産の全部又は一部を理事長の承認を得ないで第三者に譲渡すること。
- (2) 不動産の価値を著しく減少させる行為をすること。

第18条から第21条（略）



高額医療貸付金借用証書

									円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

仙台市職員共済組合貸付規則（以下「規則」という。）及び仙台市職員共済組合貸付規則施行細則を承知のうえ、次の条件により借用しました。

1. 貸付金の償還は高額療養費が支給される時、当該療養費から貸付金に相当する金額を控除するものとします。
2. 貸付金が高額療養費を上回る場合は、その差額に相当する金額を納入通知書により払い込むものとします。
3. 利息は、0パーセントとします。
4. その他地方公務員等共済組合法及び規則の定めを厳守します。

仙台市職員共済組合理事長 様

年 月 日

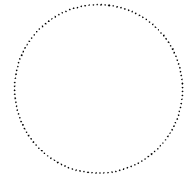
所 属

借受人 住 所

(フリガナ)

氏 名

印



出産貸付金借用証書

									円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

仙台市職員共済組合貸付規則（以下「規則」という。）及び仙台市職員共済組合貸付規則施行細則を承知のうえ、次の条件により借用しました。

1. 貸付金の償還は出産費又は家族出産費が支給されるとき、当該出産費又は家族出産費から貸付金に相当する金額を控除するものとします。
2. 貸付金が出産費又は家族出産費を上回る場合は、その差額に相当する金額を納入通知書により払い込むものとします。
3. 利息は、0パーセントとします。
4. その他地方公務員等共済組合法及び規則の定めを厳守します。

仙台市職員共済組合理事長 様

年 月 日

所 属

借受人 住 所

(フリガナ)

氏 名

印

貸付金口座振込依頼書

仙台市職員共済組合 理事長 様

下記の口座への振り込みを依頼します。

年 月 日

職員番号

.....

所 属

.....

連絡先

電話番号

.....

住 所

.....

氏 名

.....

振込先銀行名	銀行	支店	
預金種別	預金	口座番号	
フリガナ			
口座名義 (本人名義)			

償還猶予申出書

年 月 日

仙台市職員共済組合理事長 様

所属

電話

住所

電話

氏名

印

※申出者自ら署名する場合は、押印は不要です。

職員番号

仙台市職員共済組合貸付規則第 14 条第 4 項の規定に基づき、育児・介護休業期間の償還猶予を希望いたします。

<input type="checkbox"/> 育児休業期間 <input type="checkbox"/> 介護	年 月 日から 年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 育児休業期間の変更 <input type="checkbox"/> 介護	年 月 日から 年 月 日まで
(※1) 猶予希望期間	年 月から 年 月まで (毎月償還 回) (賞与償還 回)
(※2) 猶予対象貸付	普通・住宅・在宅介護対応・災害・災害(再) 特別(医療・入学・修学・結婚・葬祭)
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。	
年 月 日	
所属長 所属	
氏名	
印	
※所属長自ら署名する場合は、押印は不要です。	

※1 育児休業開始月日により、猶予開始月が希望開始月の翌月から始まる場合があります。

※2 猶予対象貸付欄は、現在貸付を受けている全てのものを○で囲んでください。

繰上償還申請書

年 月 日

仙台市職員共済組合理事長 様

所属
申請者 氏名
職員番号

仙台市職員共済組合貸付規則第 14 条第 5 項により、未償還元利金を繰り上げて償還したいので申請いたします。

記

1 繰上償還貸付種類

普通 ・ 特別（医療・入学・修学・結婚・葬祭） ・ 住宅 ・ 災害

2 繰上償還申請内容

償 還 区 分	繰 上 種 類 及 び 金 額	
<input type="checkbox"/> 毎 月 償 還	<input type="checkbox"/> 全 部	<input type="checkbox"/> 一 部（希望償還金額 万円）
<input type="checkbox"/> 賞与併用償還	<input type="checkbox"/> 全 部	<input type="checkbox"/> 毎月分一部（希望償還金額 万円）
		<input type="checkbox"/> 賞与分一部（希望償還金額 万円）

※賞与併用償還とは、住宅貸付・災害貸付・在宅介護対応住宅貸付に限る償還方法で、貸付申込み時に登録した方のみが対象となります。

※毎月月末締め切りで、翌月 10 日頃納入通知書を送付します。その月の給与支給日まで納入してください。

別表（第 12 条関係）

償 還 表

（省略）